



山形県公報

平成15年7月25日(金)
第1460号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出..... (健康福祉企画課) ...921  
 生活保護法による指定医療機関の指定..... (同) ...922  
 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出..... (同) ...923  
 生活保護法による指定介護機関の指定..... (同) ... 同  
 家畜伝染病発生の届出..... (生産流通課) ... 同  
 民有保安林の指定..... (森林課) ... 同  
 都市公園の区域の変更..... (都市計画課) ...924  
 開発行為に関する工事の完了..... (最上総合支庁建築課) ...926  
 道路の区域の変更..... (庄内総合支庁建設総務課) ... 同  
 県道の供用の開始..... (同) ... 同  
 開発行為に関する工事の完了..... (庄内総合支庁建築課) ...927

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請..... (村山総合支庁企画振興課) ... 同  
 大規模小売店舗の変更に係る市町村等の意見..... (商業振興課) ... 同  
 同..... (同) ...928  
 県営住宅入居者の一般公募..... (村山総合支庁建築課) ... 同  
 同..... (最上総合支庁建築課) ...930  
 同..... (置賜総合支庁西置賜総務建築課) ...932  
 同..... (庄内総合支庁建築課) ...934

### 正 誤

## 告 示

山形県告示第748号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成15年7月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 廃止年月日      |
|-------------------|---------------------|------------|
| 医療法人社団喜英会 伊 藤 医 院 | 尾花沢市新町一丁目14番8号      | 平成14.12.18 |
| 近 尚 堂 薬 局         | 酒田市中町二丁目1番7号        | 同 12.31    |
| 鈴 木 医 院           | 東村山郡山辺町大字山辺1068番地   | 平成15. 3.30 |

|              |                   |   |      |
|--------------|-------------------|---|------|
| さゆりクリニック(医科) | 西置賜郡飯豊町大字萩生4362番地 | 同 | 6.16 |
| さゆりクリニック(歯科) | 同                 | 同 |      |
| ツルオカ薬局病院前店   | 鶴岡市馬場町5番38号       | 同 | 6.30 |
| 日本調剤荘内薬局     | 同 5番41号           | 同 |      |
| セントラル薬局酒田店   | 酒田市千石町二丁目15番29号   | 同 |      |
| 鶴岡市立荘内病院     | 鶴岡市馬場町2番1号        | 同 |      |

## 山形県告示第749号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成15年7月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定医療機関の名称         | 指定医療機関の所在地            | 指定年月日    |      |
|-------------------|-----------------------|----------|------|
| 鶴岡市立荘内病院(医科)      | 鶴岡市泉町4番地の20           | 平成15.7.1 |      |
| 鶴岡市立荘内病院(歯科)      | 同                     | 同        |      |
| 千年堂薬局             | 同 泉町8番地の75            | 同        |      |
| ツルオカ薬局病院前店        | 同 泉町5番地の75            | 同        |      |
| 日本調剤荘内薬局          | 同 泉町8番地の72            | 同        |      |
| イエロー・グリーン薬局つるおか店  | 同 泉町4番地の8             | 同        |      |
| 林よしこレディースクリニック    | 山形市蔵王西成沢144番地(15街区の9) | 同        |      |
| けやき薬局成沢店          | 同 蔵王成沢字町浦431番地の1      | 同        |      |
| 松波調剤薬局            | 同 松波一丁目11番3号          | 同        |      |
| やさく医院             | 同 蔵王成沢字町浦435番地の1      | 同        |      |
| さゆり内科・歯科クリニック(医科) | 西置賜郡飯豊町大字萩生4362番地     | 同        |      |
| さゆり内科・歯科クリニック(歯科) | 同                     | 同        |      |
| 医療法人花開瞭 鈴木 医院     | 東村山郡山辺町大字山辺1068番地     | 同        | 7.16 |

## 山形県告示第750号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成15年7月25日

山形県知事 高橋和雄

| 指定介護機関の名称   | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地     | 廃止年月日      |
|-------------|---------------|----------------|------------|
| 健生ふれあいクリニック | 介護療養型医療施設     | 酒田市泉町1番地の16    | 平成14. 1.31 |
| 五十嵐歯科医院     | 居宅療養管理指導      | 同 亀ヶ崎四丁目5番50号  | 同 9.30     |
| セントラル薬局酒田店  | 居宅療養管理指導      | 同 千石町二丁目15番29号 | 平成15. 6.30 |

## 山形県告示第751号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成15年7月25日

山形県知事 高橋和雄

| 指定介護機関の名称          | 施設又は実施する事業の種類         | 指定介護機関の所在地     | 指定年月日      |
|--------------------|-----------------------|----------------|------------|
| さがえ西村山農業協同組合       | 福祉用具貸与                | 寒河江市中央工業団地75番地 | 平成15. 7. 1 |
| 医療法人健歯会<br>五十嵐歯科医院 | 居宅療養管理指導              | 酒田市亀ヶ崎四丁目5番50号 | 同          |
| 健生ふれあいクリニック        | 介護療養型医療施設<br>短期入所療養介護 | 同 泉町1番地の16     | 同          |

## 山形県告示第752号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことを発見したことについて次のとおり届出があった。

平成15年7月25日

山形県知事 高橋和雄

| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患畜、疑似家畜の別 | 頭数 | 発生場所            | 発生年月日      |
|----------|-------|-----------|----|-----------------|------------|
| ヨネ病      | 牛     | 患畜        | 2  | 東置賜郡高畠町大字山崎43-2 | 平成15. 7. 8 |

## 山形県告示第753号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成15年7月25日

山形県知事 高橋和雄

## 1 指定に係る保安林の所在場所

西田川郡温海町大字五十川字山之脇130、132-1、132-2、132-5から132-8まで、218-1から218-4まで、218-6から218-10まで、218-12から218-15まで、218-17、218-19、218-24から218-27まで、219から221まで、222-1から222-3まで、222-8から222-11まで、223、224-1から224-3まで、225から229まで、230-1、252-2、287-7、字浜千鳥210-1から210-3まで

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

イ 主伐に係る伐採種は、定めない。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び温海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第754号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第2条第2項の規定により定めた最上中央公園の区域を次のように変更し、平成15年8月1日から供用を開始する。

なお、関係図面は、土木部都市計画課及び最上総合支庁建設部道路計画課において縦覧に供する。

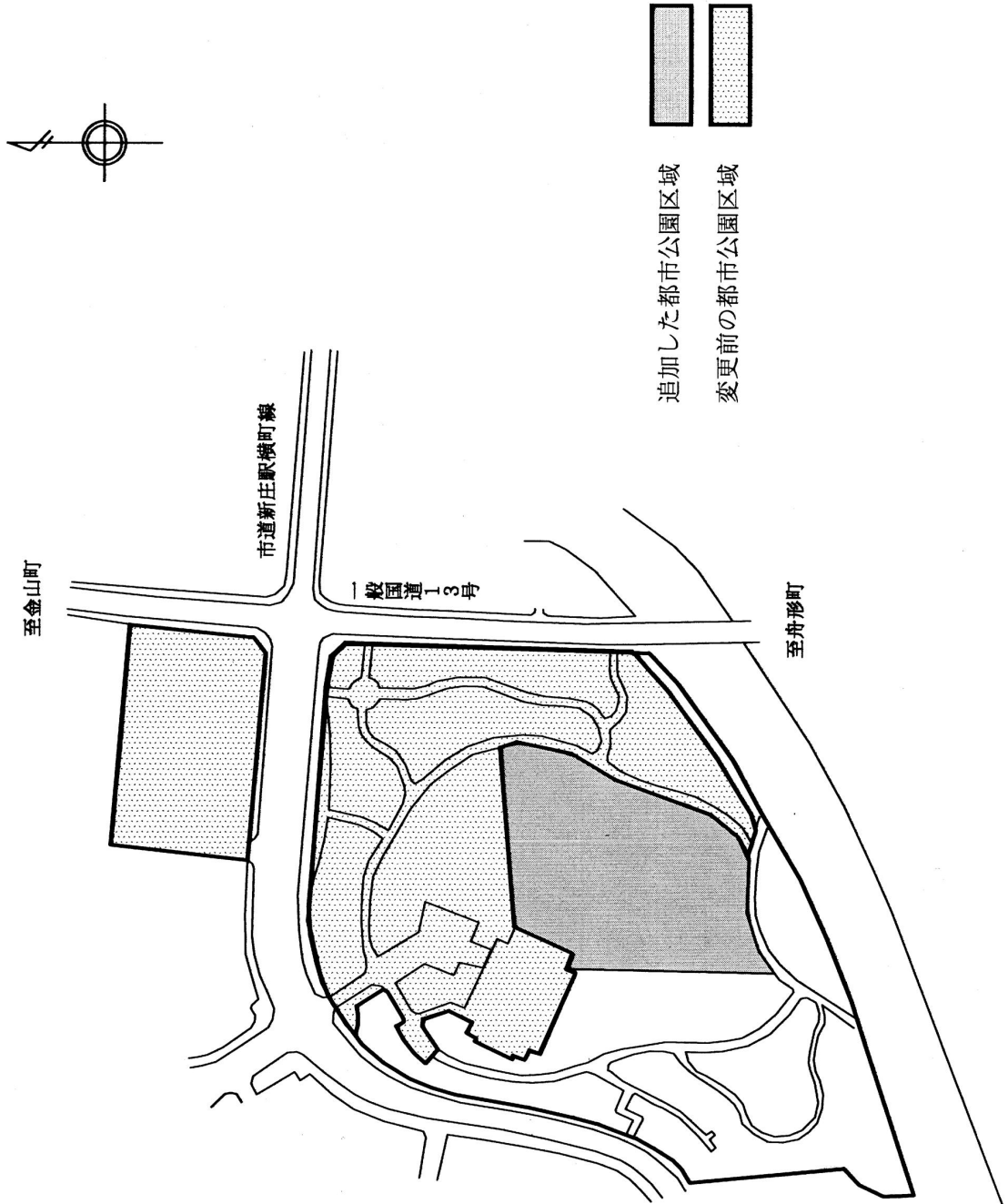
平成15年7月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

最上中央公園の区域

次の図のとおり

# 最上中央公園



## 山形県告示第755号

次の開発行為は、完了した。

平成15年7月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 許可番号

平成15年6月6日 指令最総建第5号

## 2 開発区域に含まれる地域の名称

新庄市五日町字清水川1280 - 32、1280 - 35、1284 - 22、1284 - 35、1285 - 1、1285 - 2、1285 - 10、1286 - 1、1286 - 2、1286 - 3、1286 - 4、1286 - 5、1286 - 6、1286 - 10、1286 - 11、1286 - 12、1286 - 13、1286 - 14、1286 - 15、1286 - 16、1286 - 17、1286 - 18、1287、1287 - 1、1287 - 2、1288、1288 - 1、1288 - 2、1288 - 4、1288 - 5、1289 - 2、1304 - 2、1305 - 1、1305 - 5、1305 - 8、1305 - 14、1305 - 16、1305 - 21、1308 - 1、1308 - 2の一部、1308 - 3、1308 - 4、1308 - 5、1308 - 6の一部、1308 - 7、1308 - 8、1320 - 1、1320 - 2の一部、1320 - 3、1320 - 4、1320 - 5、1320 - 6の一部、1320 - 7、1321、1321 - 1、1322 - 1、1322 - 8、1322 - 9、1322 - 10、1322 - 12

新庄市金沢字吉袋853 - 1、853 - 3、853 - 4、853 - 6、853 - 7、853 - 8、853 - 9、854、854 - 1、855、855 - 1、855 - 2、855 - 3、856、856 - 1、856 - 2、856 - 3、858 - 1、858 - 2、858 - 3、858 - 3地先、858 - 4、858 - 5、859、859 - 1、860、860 - 1、860 - 2、861 - 1、861 - 3、861 - 3地先、861 - 10、861 - 66、861 - 67、861 - 68、861 - 69

## 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福島県郡山市朝日二丁目18番2号

株式会社ヨークベニマル 代表取締役 大高 善興

## 山形県告示第756号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年7月25日から同年8月7日までに縦覧に供する。

平成15年7月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 道路の種類 県道

## 2 路線名 藤島由良線

## 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                  | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長    |
|--------------------------------------|------|----------------------|--------|
| 東田川郡藤島町大字藤島字前田26番1から<br>同 字村前208番2まで | 旧    | 10.4メートル<br>と<br>7.0 | 30メートル |
| 同 上                                  | 新    | 10.0メートル<br>と<br>7.6 | 同 上    |

## 山形県告示第757号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年7月25日から同年8月7日まで縦覧に供する。

平成15年7月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 路線名 藤島由良線

2 供用開始の区間 東田川郡藤島町大字藤島字前田26番1から  
同 字村前208番2まで

## 3 供用開始の期日 平成15年7月25日

## 山形県告示第758号

次の開発行為は、完了した。

平成15年7月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 許可番号  
平成15年7月3日 指令庄総建第32号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東田川郡余目町大字余目字上朝丸113、113 - 2、114 - 2、115 - 1、116 - 3、117 - 1、118 - 1、123 - 1、124 - 1、124 - 1地先水路、123 - 1地先水路、123 - 1地先道路、115 - 1地先水路、115 - 1地先道路
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
東田川郡余目町大字余目字三人谷地172番地  
余目町農業協同組合

---

## 公 告

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成15年7月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 申請のあった年月日  
平成15年7月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 知音
  - (2) 代表者の氏名  
山崎 多代里
  - (3) 主たる事務所の所在地  
山形県山形市大字八森字中坪49番地の1
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は山形県民を対象に、使用済植物性食用油からリサイクルせっけんづくり及びその普及、バイオマスエネルギー普及事業、なたね油や使用済植物性食用油からの自動車用燃料化、木質ペレットストーブの普及、太陽光発電の普及事業、グループホームやデイサービスなどの福祉事業及びその学習、啓蒙活動を行い、もって地球環境の保全と資源循環型社会の実現、温かい福祉社会の実現に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により鶴岡市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに鶴岡市役所において平成15年8月25日まで縦覧に供する。

平成15年7月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ白山店  
鶴岡市大字白山字西木村19番1
- 2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日  
平成15年3月7日
- 3 意見の概要  
意見なし

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により新庄市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び最上総合支庁産業経済部産業経済総務課並びに新庄市役所において平成15年8月25日まで縦覧に供する。

平成15年7月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ヨークタウンアクロスプラザ新庄  
新庄市五日町字清水川1305の5外
- 2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日  
平成15年3月7日
- 3 意見の概要

(1) 交通渋滞及び交通安全について

開店日やセール時等の交通混雑が想定される時には、駐車場への出入口に警備員等を配置し交通安全に努めること。出入口5については狭隘道路からの出入りとなるため、特に留意すること。

(2) 騒音対策について

営業宣伝活動、BGMの使用等が、周辺住民に迷惑な騒音とならないよう努めること。  
また、営業時間外においては駐車場を閉鎖し深夜における騒音の発生を起こさないこと。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成15年7月25日

山形県知事 高 橋 和 雄



1 県営住宅の名称等

| 名称               | 所在地                       | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分               | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 摘要     |                                    |                                    |     |
|------------------|---------------------------|------|-------------------------------|------|------------------|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|------------------------------------|------------------------------------|-----|
|                  |                           | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |                  | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を超え200,000円<br>以下の者 |        | 収入が200,000円<br>を超え238,000円<br>以下の者 | 収入が238,000円<br>を超え268,000円<br>以下の者 |     |
| 県営南山形アパ<br>ート2号  | 山形市南松原1<br>- 9 - 5        | 3DK  | 63.1                          | 1    | 一般用              | 22,800                  | 27,600                             | 32,700                             | 37,700                             | 43,600 | 50,000                             | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |     |
| 同 宮町アパー<br>ト1号   | 同 宮町2 -<br>8 - 23         | 同    | 66.5                          | 1    | 同                | 22,700                  | 27,600                             | 32,600                             | 37,600                             | 43,500 | 45,200                             |                                    |     |
| 同 深町アパー<br>ト3号   | 同 深町1 -<br>7 - 27         | 同    | 64.2                          | 1    | 同                | 23,000                  | 27,900                             | 33,000                             | 38,000                             | 43,900 | 47,100                             |                                    |     |
| 同 あたごアパ<br>ート    | 同 小白川町<br>5 - 27 - 15     | 3LDK | 71.9                          | 1    | 同                | 29,000                  | 35,200                             | 41,600                             | 48,100                             | 55,500 | 63,700                             |                                    |     |
| 同 長清水アパ<br>ート1号  | 上山市長清水1<br>- 10 - 11      | 3DK  | 69.4                          | 1    | 同                | 22,800                  | 27,700                             | 32,800                             | 37,800                             | 43,700 | 50,100                             |                                    |     |
| 同 長清水アパ<br>ート9号  | 同 1<br>- 10 - 19          | 同    | 70.1                          | 1    | 同                | 23,300                  | 28,300                             | 33,500                             | 38,700                             | 44,700 | 51,300                             |                                    |     |
| 同 長岡アパー<br>ト4号   | 天童市中里1 -<br>2 - 1         | 同    | 70.6                          | 1    | 同                | 26,200                  | 31,800                             | 37,600                             | 43,400                             | 50,100 | 57,500                             |                                    |     |
| 同 天童駅西ア<br>パート1号 | 同 駅西2 -<br>2 - 27         | 同    | 64.2                          | 1    | 同                | 19,300                  | 23,500                             | 27,800                             | 32,000                             | 37,000 | 42,500                             |                                    |     |
| 同 天童駅西ア<br>パート3号 | 同 駅西2 -<br>2 - 31         | 同    | 61.0                          | 1    | 同                | 18,600                  | 22,600                             | 26,800                             | 30,900                             | 35,700 | 41,000                             |                                    |     |
| 同 中原アパー<br>ト1号   | 東村山郡中山町<br>大字長崎881 -<br>2 | 2DK  | 53.4                          | 1    | 特定目的用<br>(障・身障用) | 17,600                  | 21,400                             | 25,200                             | 29,100                             | 33,700 | 38,700                             |                                    | 単身可 |

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円(その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯又は多子世帯で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成15年8月5日から8月12日まで(8月11日(月)は休館日となります)(受付期間AM10:00~PM4:30)(ただし、郵送の場合は、平成15年8月12日までの消印のあるものに限り有効とする。)

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター

## 5 入居の時期 平成15年10月1日

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成15年7月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 県営住宅の名称等

| 名称                          | 所在地              | 規格   |                     | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                        |                                        |                                        |                                        | 敷金          | 摘要                                     |                                        |
|-----------------------------|------------------|------|---------------------|------|-----|-------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|-------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
|                             |                  | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積 |      |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を<br>超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を<br>超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を<br>超え200,000円<br>以下の者 | 収入が200,000円<br>を<br>超え238,000円<br>以下の者 |             |                                        | 収入が238,000円<br>を<br>超え268,000円<br>以下の者 |
| 県営三吉町アバ<br>ート2号棟(244<br>号室) | 新庄市金沢1612<br>- 2 | 3DK  | 平方メートル<br>54.6      | 1    | 一般用 | 円<br>12,800             | 円<br>15,600                            | 円<br>18,400                            | 円<br>21,300                            | 円<br>25,900                            | 円<br>29,600 | 3<br>月分<br>の<br>家賃<br>に<br>相<br>当<br>す |                                        |

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円(その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯又は多子世帯で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成15年7月28日(月)から8月1日(金)まで(ただし、郵送の場合は、平成15年8月1日(金)までの消印のあるものに限り有効とする。)
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 最上総合支庁建設部建築課

## 5 入居の時期 平成15年8月下旬

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成15年7月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 県営住宅の名称等

| 名称             | 所在地                       | 規格   |                     | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                        |                                        |                                        |                                        | 敷金          | 摘要                                     |                                        |
|----------------|---------------------------|------|---------------------|------|-----|-------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|-------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
|                |                           | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積 |      |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を<br>超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を<br>超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を<br>超え200,000円<br>以下の者 | 収入が200,000円<br>を<br>超え238,000円<br>以下の者 |             |                                        | 収入が238,000円<br>を<br>超え268,000円<br>以下の者 |
| 県営小国アパー<br>ト2号 | 西置賜郡小国町<br>大字兵庫館3-<br>3-8 | 3DK  | 59.4<br>平方メートル      | 1    | 一般用 | 13,800<br>円             | 16,800<br>円                            | 19,800<br>円                            | 22,900<br>円                            | 26,500<br>円                            | 30,400<br>円 | 3<br>月分<br>の<br>家賃<br>に<br>相<br>当<br>す |                                        |

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円(その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯又は多子世帯で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成15年8月1日から8月8日まで(ただし、郵送の場合は、平成15年8月8日までの消印のあるものに限り有効とする。)
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課

## 5 入居の時期 平成15年9月上旬

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成15年7月25日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 県営住宅の名称等

| 名称              | 所在地                | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分                 | 家賃                      |                                   |                                    |                                    | 敷金     | 摘要     |                                    |
|-----------------|--------------------|------|-------------------------------|------|--------------------|-------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|--------|------------------------------------|
|                 |                    | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |                    | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が23,000円<br>を超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を超え200,000円<br>以下の者 |        |        | 収入が200,000円<br>を超え238,000円<br>以下の者 |
| 県営美原アパー<br>ト1号  | 鶴岡市美原町18<br>- 1    | 3DK  | 74.2                          | 1    | 一般用                | 19,300                  | 23,400                            | 27,700                             | 31,900                             | 36,900 | 42,400 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |
| 同 川南アパー<br>ト1号  | 酒田市若宮町二<br>丁目1-1   | 同    | 51.2                          | 5    | 同                  | 11,900                  | 14,400                            | 17,100                             | 19,700                             | 22,800 | 25,300 |                                    |
| 同 東泉アパー<br>ト1号B | 同 東泉町四<br>丁目15-21  | 同    | 64.2                          | 1    | 同                  | 18,300                  | 22,200                            | 26,300                             | 30,300                             | 35,000 | 40,200 |                                    |
| 同 鳥海アパー<br>ト1号D | 同 富士見町<br>三丁目2-118 | 同    | 69.2                          | 1    | 特定目的用<br>(高齢・障害者用) | 23,000                  | 28,000                            | 33,100                             | 38,200                             | 44,100 | 50,600 |                                    |

(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円(その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「单身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
- (ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合
- (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
  - a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
  - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
  - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯又は多子世帯で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成15年8月6日から8月12日まで(ただし、郵送の場合は、平成15年8月12日までの消印のあるものに限り有効とする。)
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 庄内総合支庁建設部建築課

## 5 入居の時期 平成15年9月下旬



正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行  | 誤              | 正                                                 |
|------------|------------|-----|----|----------------|---------------------------------------------------|
| 平成15. 4.18 | 第1432号     | 550 | 29 | 同条第2号イ中        | 同条第2号イ(イ)中「年利率1.50パーセント」を「年利率1.30パーセント」に改め、同イ(ロ)中 |
| 同          | 同          | 同   | 31 | 「年利率1.30パーセント」 | 「年利率1.45パーセント」                                    |

平成15年7月25日印刷  
平成15年7月25日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056